

## 平成27年度 第2回浦安市いじめ対策調査委員会 議事録

1 開催日時 平成27年9月29日(火) 午後6時00分～午後8時00分

2 開催場所 浦安市文化会館 中会議室

3 出席者

(委員)

川義郎委員長、黒川雅子副委員長、稲見憲子委員、金子雅文委員、宮下正紘委員  
(教育委員会職員)

細田玲子教育長、小鍛治周二教育委員会事務局理事、鈴木忠吉教育総務部部長、  
佐久間利秋教育総務部次長、佐藤伸彦教育総務部次長、石井正幸生涯学習部次長  
野崎雄大教育総務課課長、小澤力雄学務課課長、手塚和真指導課課長  
柴田秀雄保健体育安全課課長、山本伸一教育研究センター所長

(事務局)

手塚雅美指導課課長補佐、村上陽子指導主事、瀬尾宏枝指導主事、  
佐藤淳一副主査、小澤知也副主査

4 議題

- (1) (仮称) 浦安市いじめ防止基本方針についての諮問
- (2) 浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部改正について
- (3) (仮称) 浦安市いじめ防止基本方針(案)について
- (4) 本市におけるいじめに係る事案への対処について

5 議事の概要

- (1) (仮称) 浦安市いじめ防止基本方針についての諮問

浦安市いじめ防止基本方針について、教育委員会より本委員会に諮問した。

- (2) 浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部改正について

浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部改正について、事務局より説明があった。

- (3) (仮称) 浦安市いじめ防止基本方針(案)について

(仮称) 浦安市いじめ防止基本方針(案)について事務局から説明があった。

- (4) 本市におけるいじめに係る事案への対処について

本市におけるいじめに係る事案への対処について、事務局から説明があった。

6 会議経過

はじめに、(仮称) 浦安市いじめ防止基本方針についての諮問を教育長より行った。

次に、浦安市いじめ対策調査委員会条例施行規則の一部改正について、事務局より説明を行った。その際に表明されたおもな意見は、次の通り

- ・定義を施行規則の最初に明示し、言葉の意味がすれ違うことがないようにしたほうがよい。
- ・定義規定が前にあるものが多いかということ、必ずしもそういうわけでもない。わかりやすいものがよい。

- ・第2条が定義規定でないとする、文中の「保護者等」の後にかっこ付で定義を入れて示したほうがよい。
- ・第1条、第2条には、保護者等という文言は使用されていないので、初出のところで定義を入れるほうが読みやすい。

次に、（仮称）浦安市いじめ防止基本方針（案）について、事務局より説明を行った。その際に表明されたおもな意見は、次の通り

- ・策定に当たっては、関係者を巻き込みながら行い、基本方針の実効性を高めてほしい。
- ・事件が発生した場合、どういう関係者がどの段階でどの程度かかわるのか、具体的な記載がほしい。
- ・「地域や家庭との連携」が謳われているが、地域とどうつながっていくかを十分に検討する必要がある。浦安市は新しい住民が多く、昔からの地域が少ないので、地域力を作ることはとても大事である。日常的に地域の大人が子ども達と関わるための工夫が必要である。浦安市はレベルの高い高齢者が大変多い地域なので、高齢者を活用することを考えるべき。
- ・いじめを受けることは、自尊感情、自己評価がとて低くなってしまふ。思春期、青年期にトラウマとして様々な精神症状が出現することが多い。そういう意味では、「いじめは犯罪なのだ」ということを、教育の中で子ども達にしっかりと伝えていくことがもっとあつてもよいと思う。
- ・浦安市のいじめ防止基本方針は、国等の基本方針を参酌してできていることがわかつた。気になつた点としては、いじめの防止等に関する基本的な考え方の部分に、地方自治体として重視したい行動が入っているが、「推進する」は考え方ではなく、行動である。
- ・「必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員・警察官経験者など外部専門家の参加を求めることも効果的である。」という部分は、法の趣旨に照らすとそぐわない表現になる。修正の余地がある。
- ・事件が発生した場合に、どういう方が、どの段階で関わるのかという点については、具体的に示されていない。この基本方針の中で、誰がどういう場合に、具体的に何をするのかということ、読んだ人がわかるような形で表すことが必要と思う。「浦安はそういうことを大事にしている」、「浦安市ならではの具体例がある」と感じられる部分があると、より具体的になつてよいと思う。
- ・虐待の場合、通報する先が警察や児童相談所となつており、名前も名乗らなくてよい、間違つていても大丈夫、というようなことがかなり周知されているが、いじめの場合、「あの子はいじめられているのではないか？」と地域の方が気付いたときに、どこに通報すればよいのか、又その時に名前を言わなければならないと「言いにくい」であるとか「誤解だつたら困る」というようなことになりかねないので、通報者を守るようなシステムが地域に周知されていないと、「地域で守る」ということにはつながりにくいと思う。
- ・市民の役割というところで、「いじめ（疑いがあるを含む）を発見した場合や児童生徒か

らいじめに関する相談を受けた時は、速やかに保護者や学校、教育委員会、関係機関等に情報提供や通報を行うように努めるものとする」と書いてあるが、いじめを発見した人が保護者に通報するかと言ったら、誰が保護者かわからない状況で具体的にどうするのか。また、通報を受けた機関が、被害児童生徒の学校を特定できるのか、又その児童生徒を特定できるのか等、通報を受けた側がどこまで動けるのかという具体的なことが分かりにくい。

市のいじめ110番がどのくらい機能しているのか。「いじめを見ました」といじめ110番に電話をして、担当者が現場に急行するというような警察的な対応をとれるのかと言えば、そうではない。実際に機能しているのかどうか、この会議ではわからない。市のいじめ110番の電話番号も、多分普通の市民はわからない。そのところを実効的にするためにはどうしたらよいのかということまで踏み込んで、具体的な取り組みが求められるのではないか。

- ・策定委員の中にその関係者が全部入っていて、協議することが有効と考える。規則を作ること自身が目的化してしまうといけない。
- ・基本方針自体は短くてもよいと思う。基本方針自体はもっと絞り込んで、具体例をすぐに立ち上げられるようにして、具体例は状況に応じてすぐに替えやすいようにしたらよいと思う。

続いて、本市におけるいじめに係る事案への対処について、事務局から説明があった。

(非公開)

問い合わせ先 教育総務部指導課 担当 手塚  
電話 047-351-1111 (内線) 1283